

日本国環境省とフィンランド共和国環境省の間の環境分野での協力覚書
(仮訳)

日本国環境省とフィンランド共和国環境省（以下、双方を指す場合は「両参加者」、個々を指す場合は「参加者」という。）は、

地域及び地球規模の環境問題に対し、費用効率的で長期にわたる解決策を見出すには、国際的な協力と両参加者の共同活動に取り組む必要性があることに気づき、

両参加者が、環境分野における協力の強化や、商業界、研究、学術機関、その他の関連のある組織の協力の奨励を望んでいることを認識し、

環境分野における両参加者の協力が、持続可能な発展を促進するための相互の利益になることを確信し、

次の認識に達した。

第1項

両参加者は、平等かつ相互の利益と持続可能な発展の促進への十分な尊重を基礎とし、環境分野における協力を強化、発展させることを目的とする。

第2項

両参加者は、以下の事項を協力分野と位置付ける。

1. 循環経済
2. 廃棄物管理及び廃棄物発電に関する技術
3. 気候変動
4. 大気汚染、水質汚濁の防止及び汚染土壌の回復
5. 海洋環境の保護
6. 環境モニタリング及びデータ管理
7. 実施、地方化、更なる発展のための技術、解決策及びイノベーション
8. 両参加者のイニシアティブ、プログラム及びプロジェクト間のシナジー
9. 科学的研究が必要な分野と課題
10. 両者の合意に基づく上記以外の分野

第3項

この協力覚書（以下「協力覚書」という。）に基づく協力活動は、以下の形態で実施される。

1. 政策対話
2. 政府関係者、商業界、研究者、科学者等が参加するセミナー、ワークショップ、会議の共同開催
3. 経験、情報、文書類の共有と交換
4. 第三者との三者間協力の機会の特定
5. 両者の合意に基づくその他の協力の形態

第4項

1. この協力覚書を実施するため、両参加者は、両参加者の関係機関、商業界、研究及び学術機関に対し、環境分野での相互の協力関係を構築し、発展させることを奨励する。
2. 両参加者は、上記の組織間のコミットメントに責任を負わない。

第5項

一般的及び特定の協力活動は、相互合意の元に実施され、それらは適切な資金、その他の資源の入手可能性、両国の法律及び法規の対象となる。

第6項

協力覚書は、法律的若しくは金銭的な権利又は義務を発生させない。
協力覚書の内容は、国際法における両参加者の義務に影響を与えない。

第7項

1. 協力覚書に基づく協力は、署名の日から発効し、5年間有効となる。
2. この協力は、参加者のいずれかの側が、協力の終了の意思を、遅くとも終了又は当初の期間の延長時期の30日前までに書面により通告しない限り、新たに5年間継続される。
3. 協力覚書の内容や文面は、両参加者の書面により修正できる。

2018年10月22日、横浜で、英語による本書2通に署名した。

日本国環境省

フィンランド共和国環境省

原田 義昭
環境大臣

キンモ ティーリカイネン
環境・エネルギー・住宅大臣